

介護老人保健施設あおみ料金表(入所)

令和6年10月1日改定

介護保険給付サービス

(1単位:10.27円)

	多床室	個室	加算項目	
要介護1	871 単位	788 単位	夜勤職員配置加算	24 単位
			サービス提供体制加算(Ⅰ)	22 単位
要介護2	947 単位	863 単位	在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅱ)	51 単位
			初期加算(Ⅱ)	30 単位
要介護3	1,014 単位	928 単位	短期集中リハビリテーション加算(Ⅰ)	258 単位
			栄養マネジメント強化加算	11 単位
要介護4	1,072 単位	985 単位	対象者の方には別途加算もあります (別紙、加算一覧表参照)	
要介護5	1,125 単位	1,040 単位		

介護職員等 処遇改善加算(Ⅰ) 7.5%

介護保険適用外サービス

	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	基本料金
食費	300 円/日	390 円/日	650 円/日	1,360 円/日	1,750 円/日
居住費(多床室)	0 円/日	430 円/日	430 円/日	430 円/日	430 円/日
居住費(個室)	550 円/日	550 円/日	1,370 円/日	1,370 円/日	1,700 円/日
日用品費	308 円/日	308 円/日	308 円/日	308 円/日	308 円/日

⇒委託業者へのお支払いとなります

- 2階の2人部屋については、別途440円/日かかります(月額13,640円)
- 2階の個室については、別途770円/日かかります(月額23,780円)

介護保険負担限度額認定証について

第1段階	本人および世帯全員が市町村民税非課税で、老齢福祉年金の受給者、生活保護の受給者
第2段階	本人および世帯全員が市町村民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が80万円以下かつ、預貯金等が単身650万円以下、夫婦1,650万円以下の人
第3段階①	世帯全員が市町村民税非課税で、本人年金収入等80万円超120万円以下かつ、預貯金等が単身550万円以下、夫婦1,550万円以下の人
第3段階②	世帯全員が市町村民税非課税で、本人年金収入等120万円超かつ、預貯金等が単身500万円以下、夫婦1,500万円以下の人

あおみ利用料+委託業者への支払い料金

多床室	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	1割	2割	3割
要介護1	2,006 円/日	2,526 円/日	2,786 円/日	3,496 円/日	3,886 円/日	5,285 円/日	6,684 円/日
	61,646 円/月	77,766 円/月	85,826 円/月	107,836 円/月	119,926 円/月	162,724 円/月	205,522 円/月
要介護2	2,089 円/日	2,609 円/日	2,869 円/日	3,579 円/日	3,969 円/日	5,451 円/日	6,933 円/日
	64,247 円/月	80,367 円/月	88,427 円/月	110,437 円/月	122,527 円/月	167,927 円/月	213,326 円/月
要介護3	2,163 円/日	2,683 円/日	2,943 円/日	3,653 円/日	4,043 円/日	5,599 円/日	7,155 円/日
	66,539 円/月	82,659 円/月	90,719 円/月	112,729 円/月	124,819 円/月	172,511 円/月	220,203 円/月
要介護4	2,228 円/日	2,748 円/日	3,008 円/日	3,718 円/日	4,108 円/日	5,729 円/日	7,349 円/日
	68,525 円/月	84,645 円/月	92,705 円/月	114,715 円/月	126,805 円/月	176,482 円/月	226,159 円/月
要介護5	2,287 円/日	2,807 円/日	3,067 円/日	3,777 円/日	4,167 円/日	5,846 円/日	7,525 円/日
	70,339 円/月	86,459 円/月	94,519 円/月	116,529 円/月	128,619 円/月	180,111 円/月	231,603 円/月

個室	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	1割	2割	3割
要介護1	2,464 円/日	2,554 円/日	3,634 円/日	4,344 円/日	5,064 円/日	6,370 円/日	7,677 円/日
	75,855 円/月	78,645 円/月	112,125 円/月	134,135 円/月	156,455 円/月	196,412 円/月	236,370 円/月
要介護2	2,547 円/日	2,637 円/日	3,717 円/日	4,427 円/日	5,147 円/日	6,537 円/日	7,926 円/日
	78,421 円/月	81,211 円/月	114,691 円/月	136,701 円/月	159,021 円/月	201,545 円/月	244,069 円/月
要介護3	2,619 円/日	2,709 円/日	3,789 円/日	4,499 円/日	5,219 円/日	6,680 円/日	8,142 円/日
	80,646 円/月	83,436 円/月	116,916 円/月	138,926 円/月	161,246 円/月	205,994 円/月	250,743 円/月
要介護4	2,682 円/日	2,772 円/日	3,852 円/日	4,562 円/日	5,282 円/日	6,806 円/日	8,330 円/日
	82,597 円/月	85,387 円/月	118,867 円/月	140,877 円/月	163,197 円/月	209,897 円/月	256,597 円/月
要介護5	2,742 円/日	2,832 円/日	3,912 円/日	4,622 円/日	5,342 円/日	6,927 円/日	8,511 円/日
	84,480 円/月	87,270 円/月	120,750 円/月	142,760 円/月	165,080 円/月	213,662 円/月	262,244 円/月

一ヶ月あたり:短期集中リハ加算あり×27日+短期集中リハ加算なし×4日

クラブ活動

園芸クラブ:100円/回、美術クラブ:50円/回、書道クラブ:30円/回、手芸クラブ:20円/回、アニマルふれあいクラブ:20円/回
--

その他

死後処置料:11,000円、理美容:2,500円~(毎月第2・第4木曜日にご予約いただけます)

加算一覧表

※1全利用者の方が対象(日・月額に含む) ※2全利用者の方が対象(月額に含む) *令和6年10月1日に追加・変更された加算項目

	加算項目	単位数	算定要件
※1	夜勤職員配置加算	24 /日	夜勤職員の配置が基準を満たしている場合
※1	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22 /日	介護職員の総数の内、介護福祉士の割合が80%以上、又は勤続10年以上介護福祉士の割合が35%以上
※1	在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅱ)	51 /日	厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設
※2	科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	60 /月	サービスの質の向上に繋げるため、入所者ごとのADLや疾病の状況等の情報を厚生労働省に提出し、必要な情報を活用している場合
	口腔衛生管理加算(Ⅰ)	90 /月	口腔衛生管理体制加算を算定しており、歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が入所者に口腔ケアを月2回以上行い、介護職員に対し口腔ケアに係る具体的な技術的助言及び指導を行う場合
	経口維持加算(Ⅰ)	400 /月	摂食機能障害や誤嚥を有する入所者に対し医師又は歯科医師の指示に基づき、栄養管理の為に食事の観察及び会議を行った場合
	経口維持加算(Ⅱ)	100 /月	上記(Ⅰ)を算定しており、食事摂取を支援する為の食事の観察及び会議等に、医師、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士が加わった場合
	経口移行加算	28 /日	経管より食事摂取している入所者に経口による食事摂取を進める為、医師の指示に基づき支援を行った場合
	初期加算(Ⅰ)	60 /日	急性期医療を担う医療機関に入院後30日以内に退院し入所した場合で、施設の空床情報を地域の医療機関に定期的に情報を共有し、施設のウェブサイト定期的に公表している場合、入所後30日間に限り算定
※1	初期加算(Ⅱ)	30 /日	入所後30日間に限り算定
	認知症ケア加算	76 /日	認知症専門棟に入所された場合
*	認知症チームケア推進加算(Ⅱ)	120 /月	認知症の行動・心理症状の予防及び出現時の早期対応に資する認知症介護の専門的な研修を修了した者等を1名以上配置し、かつ介護職員から成るチームを組む。また個別に評価を計画的に行い、その評価に基づきチームケアを実施し、カンファレンスの開催、計画の作成・見直しやケアの振り返りを定期的に行う場合
※1	短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅰ)	258 /日	入所後3月以内に集中的にリハビリを行い、かつ、1月に1回以上ADL等の評価を行うとともに、評価結果等を厚生労働省に提出。必要に応じてリハビリ計画を見直している場合
	認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅰ)	240 /日	認知症の方で、居宅又は社会福祉施設等を訪問し、生活環境を踏まえたリハビリテーション計画書を作成し、入所後3月以内に個別で集中的にリハビリを行う場合(週3日まで)
	認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅱ)	120 /日	認知症の方で、入所後3月以内に個別で集中的にリハビリを行う場合(週3日まで)
※1*	栄養マネジメント強化加算	11 /日	低栄養状態のリスクが高い方に対し、多職種が共同して作成した栄養ケア計画に従い、食事の観察を週3回以上行い、入所者ごとの栄養状態、嗜好等を踏まえた食事の調整等を実施する場合
	ターミナルケア加算		医師が医学的知見に基づき、回復する見込みがないと診断した入所者で、入所者や家族から看取りの同意を得て計画を作成。また、随時説明した場合(同意を得た日から亡くなる日までの日数によって加算額が変動) ○死亡日以前31日以上45日以下:72単位/日 ○死亡日以前4日以上30日以下:160単位/日 ○死亡日の前日及び前々日:910単位/日 ○死亡日:1,900単位/日
	外泊時費用	362 /日	居宅における外泊を認めた場合
	入所前後訪問指導加算(Ⅰ)	450 /回	入所期間が1月を超える見込みで入所前30日以内又は入所後7日以内に退所後生活する居宅に訪問し、サービス計画を策定、診療方針の決定を行った場合
	入所前後訪問指導加算(Ⅱ)	480 /回	入所期間が1月を超える見込みで入所前30日以内又は入所後7日以内に退所後生活する居宅に訪問し、サービス計画を策定、診療方針の決定にあたり、生活機能の具体的な改善目標を定め、退所後の生活に係る支援計画を策定した場合
	退所時情報提供加算(Ⅰ)	500 /回	居宅へ退所する入所者について、退所後の主治医に紹介する場合、入所者の診療情報、心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合
	退所時情報提供加算(Ⅱ)	250 /回	医療機関へ退所する入所者について、退所後の医療機関に紹介する際、入所者の診療情報、心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合
	退所時栄養情報連携加算	70 /回	厚生労働大臣が定める特別食が必要又は低栄養状態にあると医師が判断した入所者の栄養管理に関する情報を、管理栄養士が退所先の医療機関等に対して提供した場合
※2	高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)	10 /月	感染症発生時等に協力医療機関【安城更生病院】と連携し適切に対応。協力医療機関が定期的に行う院内感染対策に関する研修等に年1回以上参加している場合
※2	高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)	5 /月	上記医療機関から、3年に1回以上施設内で感染制御等に係る実地指導を受けている場合
※2	協力医療機関連携加算(Ⅰ)	100 /月	相談・診療を行う体制を常時確保し、緊急時に入院を受け入れる体制を確保している協力医療機関【安城更生病院】と連携し、入所者等の情報を共有する会議を定期的に開催している場合(令和7年4月1日以降、50単位/月)
	入退所前連携加算(Ⅰ)	600 /回	入所予定日前30日以内又は入所後30日以内に、入所者が退所後利用を希望する居宅介護支援事業者と連携し、退所後の居宅サービス等の利用方針を定めた場合。入退所前連携加算(Ⅱ)の要件も満たすこと
	入退所前連携加算(Ⅱ)	400 /回	入所期間が1月を超える入所者の退所に先立ち、介護支援専門員と連携し、退所後の居宅における居宅サービスの利用上必要な調節を行った場合
	再入所時栄養連携加算	200 /回	医療機関に入院し、再入所する際に厚生労働大臣が定める特別食等が必要とする場合、医療機関の管理栄養士と連携し、栄養ケア計画を作成した場合
	褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)	3 /月	褥瘡の有無を確認するとともに褥瘡の発生と関連のあるリスクについて評価し、褥瘡が認められた場合、多職種共同して褥瘡ケア計画を作成し、評価の結果等を厚生労働省に提出している場合
※2	褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)	13 /月	褥瘡の有無を確認するとともに褥瘡の発生と関連のあるリスクについて評価し、褥瘡が認められ治療または褥瘡の発生はないがリスクがある場合、多職種共同して褥瘡ケア計画を作成し、評価の結果等を厚生労働省に提出している場合
※2	リハビリテーションマネジメント計画書情報加算(Ⅱ)	33 /月	サービスの質の向上を図るため、LIFEへの提出情報及びフィードバック情報を活用し、計画書の作成や評価・改善を行い、サービスの質の管理を行う場合
※2	自立支援促進加算	300 /月	入所者の尊厳の保持及び自立支援に係るケアの質の向上を図るため、多職種共同による、支援計画の作成や評価等を継続的に行った場合
	排せつ支援加算(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)		(Ⅰ)排せつに介護を要し、要介護状態の軽減の見込みについて、医師又は看護師が入所時等に評価を行い、その結果等を厚生労働省に提出し、排せつ支援に当たって当該情報等を活用する。評価の結果、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれる場合、多職種が共同して、支援計画を作成・実施している場合:10単位/月 (Ⅱ)(Ⅰ)を満たし、入所時と比較して、排尿・排便の少なくとも一方が改善するとともに、いずれにも悪化がない。又はおむつ使用ありから使用なしに改善。又は入所時に尿道カテーテル留置から抜去の場合:15単位/月 (Ⅲ)(Ⅰ)を満たし、入所時と比較して、排尿・排便の少なくとも一方が改善するとともに、いずれにも悪化がない。又は入所時に尿道カテーテル留置から抜去かつ、おむつ使用ありから使用なしに改善の場合:20単位/月
	所定疾患施設療養費(Ⅰ)	239 /日	肺炎等により治療を必要とする状態となり、治療管理として投薬、検査、処置等で治療を行った場合に、1回に連続する7日を限度とし、月1回に限り算定。
	若年性認知症入所者受入加算	120 /日	個別に担当者を決め、利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行う場合
	訪問看護指示加算	300 /回	退所時に訪問看護指示書を交付した場合
	新興感染症等施設療養費	240 /日	別に厚生労働大臣が定める感染症(現時点で指定されている感染症はない)に感染した場合、診療等を行う医療機関を確保し、かつ、適切な感染対策を行った上で介護サービスを継続した場合に、1月に1回、連続する5日を限度とし算定
※1	介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)		基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数の7.5%